

○第5回教育検討部会（協議概要）

【開催日時】

令和5年7月10日（月） 19時～

【開催場所】

吉田公民館2階 大ホール

【出席者】

統合準備協議会（教育検討部会）委員 30名（5名欠席）

教育部長

教育総務課 5名（課長・課長補佐・課長補佐兼施設係長・総務係長・総務係主査）

学校教育課 1名（課長）

【会議概要】

1. 開会

2. 教育部長あいさつ

挨拶後、事務局から、会議資料の確認及び本日の会議の流れを説明。

3. 協議事項

（1）通学方法

1) 通学方法に関する基本的な考え方

第4回教育検討部会での通学方法に関する部会決定事項を改めて説明。

※前回部会決定事項

- i) 通学方法を、徒歩、路線バス、スクールバスの何れかとする。
- ii) 学校からの距離が概ね1.5km以上の行政区は、路線バス又はスクールバスでの通学区域とする。

次に、“統合小学校における通学方法に関する基本的な考え方”の以下4点を説明。

- i) 徒歩又は公共交通機関等を利用して通学する行政区の設定は、これまでの市内統合事例などを参考に定める。
- ii) 統合小学校に統合前から通学していた児童の通学方法は、従前どおりとする。
- iii) 公共交通機関を利用した通学方法は、路線バス利用を原則とするが、路線バスが運行されていない地区は、スクールバスなど別の通学方法を検討する。
- iv) 路線バスの利用に際して、以下の条件の何れかに該当する場合は、別の通学方法を検討する。

- ①登下校の時間帯に運行していない。
- ②学校付近を通るバスルートがない。
- ③乗車時間帯に、一般乗客を含めた乗車人数が座席数を大きく上回ることが見込まれる。

その後、吉田地区の公共交通機関状況を説明し、主なバス路線として田之浜線及び船間線が運行中であること、他地区の学校でも路線バスが広く利用されていることを説明。

吉田地区においては、全ての地域で路線バスが運行しているわけではないため、別の通学手段を検討する必要がある、その検討にあたっては、“統合小学校における基本的な考え方”に基づき行いたいこと、具体的な行政区毎の通学方法は次回示すことを説明。

・質疑応答

—特に意見・質問なし—

“統合小学校における通学方法に関する基本的な考え方”に基づき、行政区毎の通学方法を設定し、次回の教育検討部会で示すよう進めてもよいか、委員に諮る。

⇒委員から反対意見等もなく、事務局の説明のとおり進めることで承認する。

2) 第4回教育検討部会(2/16)での意見について

前回、質問・意見をいただいていた事項について、他校や路線バス事業者に事務局が確認した内容を以下のとおり報告。

i) 登校時のバスに乗り遅れた場合の対応

保護者の協力のもとで対応しており、学校側で何らかの対応をしている回答はなかった。

ii) 路線バスとスクールバスの乗り間違い防止への対応

これまで乗り間違いの発生はなく、特別な対応は行っていない。

iii) 教職員による路線バスに同乗しての通学指導

登校や下校、始業式等の年間計画に定める定期的なもの、乗車指導の臨時的なもの、と各校の事情に合わせて、いくつかの学校で実施されている。

通学指導の方法については、学校長の判断で最終決定するものであり、協議会では、通学指導の方法等の決定までは行わない旨を説明。

また、補足説明として、通学指導時の教職員の運賃免除について説明。教職員以外のPTA役員等も同様に免除可能であるとのバス事業者からの回答を説明。

・質疑応答

- Q) 子どもたちが全員座れるようなかたちでの路線バスの増便対応は検討していただいているか。
- A) 路線バス事業者からは、ルート変更に合わせて、増便の提案がある。全員が座れるかどうかという部分については、通学方法の基本的な考え方のiv)の③に基づき慎重に判断していきたい。

3) 今後予定している調整・協議事項

通学方法に関する今後の調整・協議事項の予定を以下のとおり説明。

i) 行政区ごとの通学方法

“統合小学校における通学方法に関する基本的な考え方”に基づき、事務局で行政区毎の通学方法の一覧を作成。次回の教育検討部会でお示しする。

ii) スクールバスの乗降場所及び運行ダイヤ

行政区毎の通学方法の決定後、バス運行事業者や警察、道路管理者の意見も聴取の上で、乗降場所の事務局案を作成予定。

運行ダイヤは、始業時刻の10分前には学校に到着できるよう、検討しており、今後、スクールバスの乗降場所の決定後、運行ダイヤを決定。

iii) 安全対策

バス利用に関する不安解消や基本的なルールの習得のため、統合前の路線バスへの乗車体験等、路線バス事業者から協力する旨の提案をいただいている。今後、学校とも調整して進めていく。

・質疑応答

- Q) 低学年の児童もいるため、スクールバス乗降場所のスペースについて、少し広めに確保していただきたい。
- A) 検討させていただく。

(2) 新校歌・新校章

1) 新校歌の選定方法

現在、奥谷委員(奥南地区選出)を中心に吉田町ゆかりの音楽関係者の御協力で見校歌を作成中であり、年度内の複数案の作成を依頼している。

今後、複数の新校歌案が出てからの協議会としての選定方法を以下のとおり説明。

- i) 複数の「新校歌案」を教育検討部会で試聴し、部会として、候補を1曲選定。
- ii) 全体会において、部会決定した「新校歌案」を試聴し、最終決定としてよいかを諮る。

2) 新校章デザインの選定方法

現在、吉田地区小中学校の児童生徒を対象に新校章デザインを募集中。

今後、複数のデザイン案からの協議会としての選定方法を以下のとおり説明。

- i) 事務局において、応募された「デザイン案」、「デザインに使ってほしいもの」を整理・集約。
- ii) 事務局による整理・集約結果を基に、教育検討部会で、「デザイン案」、「デザインに使ってほしいもの」を、それぞれ十数点(予定)に絞り込む。
- iii) 部会決定を基に、複数の「デザイン案」の作成を業者に発注。
- iv) 教育検討部会で、業者が作成した複数の「デザイン案」から1案を選定する。
- v) 全体会において、部会決定した「デザイン案」を報告し、最終決定としてよいかを諮る。

・質疑応答

—特に意見・質問なし—

⇒新校歌・新校章ともに事務局の説明した選定方法で進めていく。

4. 報告事項

(1) 統合小学校等建設工事の進捗状況

現在、くい打ち工事を行っており、予定どおり、来年6月頃の完成を目指し、工事の進捗管理に努める旨を説明。

また、校舎の建築工事と並行して、愛媛県による河川改修工事が7月末頃から始まることも説明。

工事中の安全確保を最優先に進めていくこと、工事の進捗等を、その都度、全体会、

若しくは教育検討部会で報告することを説明。

・質疑応答

—特に意見・質問なし—

5. その他

(1) P T A組織の統合に向けた協議状況

教育検討部会の協議事項ではないが、現在、各校のP T A会長と教頭で組織する「吉田地区P T A検討会」で、担当課（生涯学習課）も参加し協議が進められていることを報告。

(2) 体操服の供給準備

新体操服の供給について、現在、製造メーカーと地元取扱業者の間で協議が行われており、令和6年4月から使用できるよう、供給体制が整う予定である旨を説明。

・質疑応答 ※会全体を通しての質疑応答

Q) スポーツクラブ等の習い事をしている児童が結構多いと思うが、登校時と下校時で違う場所に下車することは可能か。例えば、登校は喜佐方地区から、下校はスポーツクラブ活動をするため玉津小学校に下車するようなことは可能か。

A) そういった運用は考えていない。

Q) 路線バスを利用する場合、運賃の負担はどのようになるのか。

A) 宇和島市通学費補助制度により、全額補助を行う。

6. 教育総務課長あいさつ

7. 閉会

※19時40分 会議終了